

第五号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正について
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年十一月二十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成二十七年徳島県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（個人番号及び特定個人情報の利用範囲等）」を付する。

第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

第三条 県内の私立の小学校又は中学校の設置者は、知事による別表第一の七の項に掲げる事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務であつて規則で定めるものを行うことができる。

別表第一中「（第二条関係）」を「（第二条、第三条関係）」に改め、十一の項を十二の項とし、七の項から十の項までを一項ずつ繰り下げ、六の項の次に次のように加える。

七 知事	私立の小学校の児童又は中学校の生徒の保護者等に対するその児童又は生徒の修学を支援するための事業に係る補助金の交付に関する事務であつて規則で定めるもの
------	--

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

提案理由

県民の利便性の向上及び行政事務の効率化に資するため、個人番号を利用することができる事務の範囲を拡大する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。